

公明党

東日本大震災復興加速化本部長

井上 義久 様

帰還困難区域の復興・再生に関する要望書

平成28年7月12日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



## 帰還困難区域の復興・再生に関する要望

浪江町は、放射線量の比較的低い地域の復旧を進めつつ、当該地域を復興の足掛かりとし、「オール浪江」での帰還を果たすことを最大の目標としている。したがって、帰還困難区域を含む全ての地域で、帰還への道筋をつけるまでの期間、住民に対する様々な形での生活再建支援が不可欠である。

一方、帰還困難区域への帰還の道筋を構築するのは、大きな困難と挑戦を伴う。特に、浪江町の帰還困難区域は、被災地全体の帰還困難区域の53%を占めるとともに、浪江町の町土のうち8割以上が帰還困難区域として存在しているのが現実である。

しかし、たとえ大きな困難と挑戦を伴うとしても、この区域の除染、インフラ整備を進め、避難指示解除を実現することなくして、浪江町はもとより福島県全体の真の復興再生はない。

上記認識に基づき、以下に掲げる事項につき要望するものである。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 復興・再生の道筋

・帰還困難区域の全ての地域を、たとえ長い年月を要するとしても、避難指示を解除するとの確固たる決意を明言すること。

・避難指示解除へ向け、まずは復興拠点の整備を行うため、除染やインフラ整備等のスケジュールを含めた計画を定めること。また、先行する復興拠点の整備計画を踏まえ、帰還困難区域全体の今後の整備方針を定めること。

・長期目標として、浪江町全域における、1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を実現するための取組みを継続すること。

#### (2) 除染計画

・上記(1)を踏まえ、帰還困難区域の復興方針では、「地元自治体との協議の上で除染計画を策定する」よう明言すること。

#### (3) 復興拠点の優先的除染

・浪江町で検討している、復興拠点を中心とする「まちづくり」、「地域づくり」

に際し、インフラ整備、生活環境整備等の公共的観点で行う除染を優先的に実施すること。

・復興拠点として選定されなかった地域については、除染・復興の中長期的な見通しを町、県、国で議論するとともに、国土、町土保全の観点から、除草を先行的に実施すること。特に農地については、長期に及ぶ管理不能により、水害防止機能など農地の持っている多面的機能が失われているとともに、イノシシ等野生動物による被害が顕在化していることから、早急な除草を実施すること。

・再生可能エネルギーの活用等、帰還困難区域の環境回復等に有益と町が判断する事業を展開する場合には、優先的に除染を行うこと。

#### (4) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界

・避難指示解除が予定される区域に接する帰還困難区域は、帰還する住民の不安解消の観点から、付近住民の要望を踏まえ境界周辺の除染を行うこと。

#### (5) 森林除染

・浪江町全体の面積のうち約7割を森林が占め、その大部分が帰還困難区域に存在している。これら森林が、浪江町の地域住民にとっての生活圏であることを踏まえ、森林の放射線量低減に向け、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。

・里山再生のモデル事業を帰還困難区域内の森林において実施できるようにすること。具体的な実施地点については、地元自治体と十分協議すること。

#### (6) 河川・ため池

・河川、ため池及び周辺の線量が高い区域等については、浪江町の除染検証委員会、地元事業者、住民、専門家等の評価や意見を聞きつつ、対象となる場所に応じ、除染を含む効果的な線量低減の手法を確立すること。

## **2. 復興拠点に関する考え方**

### (1) 地区別拠点を中心とした復旧・除染

・浪江町の歴史的経緯を検証すると、旧六町村が合併し昭和31年に現在の形が完成していることから、依然として、社会的、文化的繋がりは、旧六町村ベースとなっている傾向が強い。復興拠点を形成する際にはこの点に十分留意する必要がある。

・帰還困難区域を、旧六町村ベースで俯瞰すると、荻野（室原）、大堀、津島の三地区に大別できる。これらの地区は、震災前から独自の拠点形成をしているため、復興拠点をそれぞれの地区に形成すること。

・震災前における拠点形成の実態に加え、避難中に一時帰宅した際に、地域会合等の実施によるコミュニティ維持や、歴史ある行事を継続実施する重要性に鑑み、公民館、寺院、神社、墓地、学校等を中心とした拠点形成を行うこと。

・大堀相馬焼の里等、伝統的文化として保存・継承すべきエリアは、歴史的な重要性を踏まえつつ、将来的には集客拠点と位置づけることができるよう早期に整備すること。

## （２）重要インフラを中心とした除染・復旧

### ①重要幹線道路

・以下に記載する重要幹線道路は、帰還する町民の生活を支える重要インフラであることから、必要な防犯対策を講じたうえで、特別通過交通制度を適用すべき。特別通過交通制度を適用することで、住民が頻繁に使う道路となることが予想されるため、優先的に復旧整備及び除染を行うこと。

・重要幹線道路は住民の通過・利用が予想されることから、道路のみならず、近接エリアの除染を実施し、重要幹線道路周辺における線量影響を最小化すること。

### 【重要幹線道路】

- ・国道114号線、399号線、459号線
- ・県道34号線、35号線（山麓線）、253号線（落合浪江線）

### ②農業用水路

・浪江町全域における農業再開を促進するため、帰還困難区域内に存在する農業用水路の整備・除染を優先的に実施すること。

## （３）放射線モニタリング

・拠点及び重要インフラの整備等を進めるにあたっては、付近住民の不安を解消するため、放射線の空間線量の測定体制強化等、万全のモニタリング体制を整備すること。

(4) 拠点の位置・取組み

- ・具体的な拠点の位置や取組みの内容については、今後、浪江町内関係者との十分な協議の状況を踏まえ、国と町が綿密に調整していくこと。

(以上)